

資料 2

(介護予防) 地域密着型サービス事業 介護予防・日常生活総合事業

福祉部 高齢者支援課

1 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算は、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。

(1) 対象

介護職員のみ

(2) 主な算定要件（※詳細は関連法令通知等を必ずご確認ください。）

以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①＋②＋③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①＋②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

〈キャリアパス要件〉

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

①	職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
②	資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
③	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

〈職場環境等要件〉

賃金改善を除く、職場環境等の改善

2 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算は、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ介護職員の更なる処遇改善を行い、一定程度他の職種の介護職員処遇改善を行うことを可能とするもので、区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。

(1) 対象

事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分

(2) 主な算定要件（※詳細は関連法令通知等を必ずご確認ください。）

以下の要件をすべて満たすこと。

※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。

- ① 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること。
- ② 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組(それぞれの取り組み区分において一つ以上)を行っていること。
- ③ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること。
- ④ 介護福祉士の配置等要件(介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ)サービス提供体制加算の最上位の区分等の届出を行っていること。

3 介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護職員等ベースアップ等支援加算とは介護職員等の処遇改善を目的とし、1人あたりの収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるために設けられた加算です。

(1) 対象

介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

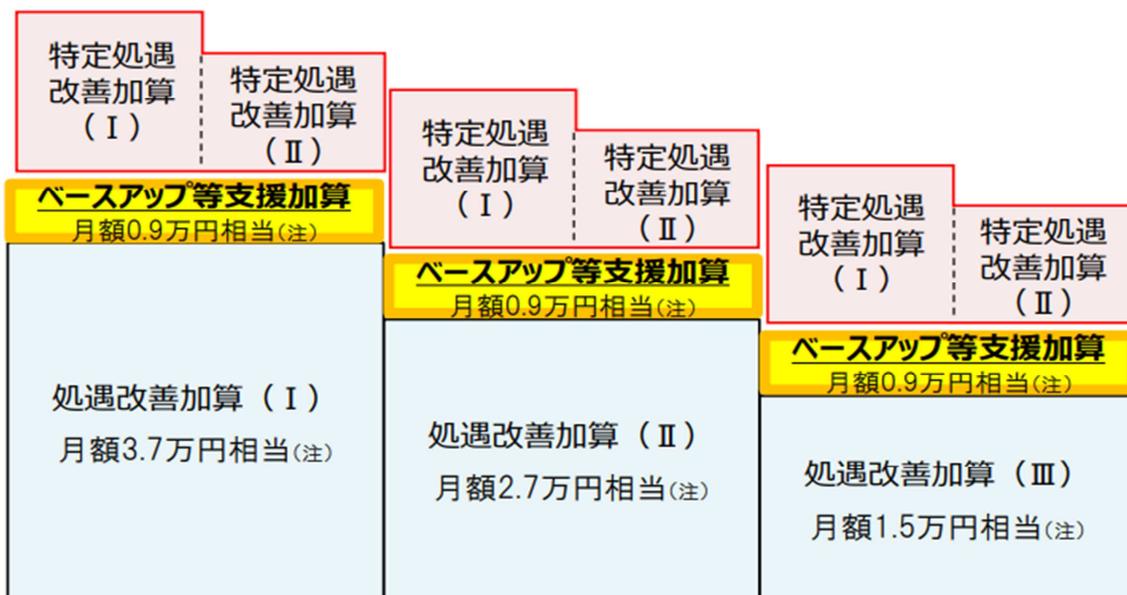
(2) 主な算定要件(※詳細は関連法令通知等を必ずご確認ください。)

以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
- ② 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用すること。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

4 介護職員処遇改善加算等の計画書の届出について

提出期限について、通常処遇改善加算等を取得する月の前々月末日までに行うこととされているところですが、令和5年4月から取得する場合は、同年4月15日までと延長されております。

【参考】

●介護保険最新情報 Vol.1119『令和5年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について』

5 介護職員処遇改善加算等の計画書の実績報告について

実績報告は、各年度における最終の加算の支払いがあった月の2か月後の末日までに提出する必要があります。通常、3月サービス提供分の報酬が5月に支払われるため、その2か月後の7月末日が提出期限となります。

【参考】

- 厚生労働大臣が定める基準 四、四の二、四の三
- 介護保険最新情報 Vol.1082

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

6 身体拘束について

(1) 身体拘束の適正化について

平成30年度の介護報酬改定により、身体拘束の適正化が強化され、居住系サービス及び施設系サービスの事業所においては、基準として次の取組が必要になっています。

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得ない理由を記録しなければなりません。

※「緊急やむを得ない場合」とは

次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合

ア 切迫性・・・本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ 一時性・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(2) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所にて身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正

化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から1日につき減算することとなります。

(3) 減算対象事業（市指定サービス）

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護

7 事業所評価加算について

事業所評価加算は、評価対象期間において、選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各サービス）を行い、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合などに、1月につき120単位を加算するものです。地域包括支援センター（介護予防支援事業者）等は事業所の選択、給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように事業所評価加算適合事業所を確認し、御対応ください。

令和5年度における事業所評価加算の適合事業所一覧は、市ホームページで御確認ください。

(1) 事業所評価加算の申請について

新たに事業所評価加算の算定を希望する場合には、各年10月15日までに事業所評価加算の算定を希望する旨の届出を行ってください。届出を行った翌年度以降に再度算出を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算出を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となります。

【参考】

●野田市ホームページ：事業所評価加算 ページ番号：1015713
<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1015713.html>

8 サービス提供体制強化加算について

介護福祉士の資格保有者、常勤職員、一定以上の勤続年数を有する者が一定以上雇用されていること等が、算定の要件となっています。

職員の割合の算出に当たっては、前年度（3月を除く。）の平均を用います。ただし、前年度の実績が6か月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、直近3か月の割合を毎月確認する必要があります。

前年度にサービス提供体制強化加算を取得していた事業所につきましては、翌年度もサービス提供体制強化加算の要件に適合するか、確認をお願いします。

職員の割合が基準を満たさなくなった場合は、速やかに届出をお願いします。

要件を確認した職員割合算出シートについては、事業所へ保管してください。